

Biz Base（ビズベース） コラボ21事業 管理要綱

（趣旨）

第1条 Biz Base（ビズベース） コラボ21事業（以下「ビズベース事業」という。）の管理運営に関して、必要な事項を定める。

（利用料）

第2条 登録者が納める利用料は、別表に定める金額とし、納付期日までに納付しなければならない。

2 月額利用料の請求については、請求書を発行する。ただし、口座振替は請求書を発行しない。

3 プラザが運営するインキュベーション施設の利用者については、利用料を免除する。（以下「利用料免除者」という。）

4 前項は、プラザが運営するインキュベーション施設利用者として承認されている期間とする。

（付帯設備使用料）

第3条 登録者の利便性向上のために、テレワークボックス、専用ロッカー、専用郵便受箱およびプリンターを設置する。

2 テレワークボックスを使用するときは、予約を取るものとする。なお、利用時間は1日2時間までとし、使用料は無料とする。

3 専用ロッカーを使用しようとするときは「Biz Base コラボ21事業 専用ロッカー使用開始届」（様式第6号）を公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「プラザ」という。）へ提出し、別表に定める使用料を納付期日までに納付しなければならない。

4 専用郵便受箱を使用しようとするときは「Biz Base コラボ21事業 専用郵便受箱使用開始届」（様式第8号）をプラザへ提出し、別表に定める使用料を納付期日までに納付しなければならない。

5 プラザは、専用ロッカーや専用郵便受箱の使用状況等が不適切な場合は、これらの使用許可を取消することができる。なお、一旦納付された使用料等は返却しない。

6 プリンターを使用するときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（利用時間）

第4条 施設の開館日および利用時間は別表のとおりとする。

（登録者）

第5条 登録者は、受付で会員証を提示し、利用料納付の確認後 名札を受け取り施設を利用する。なお、当日利用を終えたときは、名札を返却する。

(ビジター利用)

第6条 登録者1名につき、3名までの同伴者(以下「ビジター」という。)の利用を認める。この場合は利用前に受付においてビジター利用の届出をし、別表に定める利用料を納付後、名札を受け取り利用する。なお、当日利用を終えたときは、名札を返却する。

2 月額利用者および利用料免除者については、ビジター利用料を免除する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

(付 則)

この要綱は令和2年2月25日より施行する。

別表改正 令和2年10月1日

(付 則)

この要綱は令和4年3月1日より施行する。

別表改正 令和4年3月1日

(付 則)

この要綱は令和4年7月1日より施行する。

別表

利用料（第3条・第7条）（税込金額）

①会員	月額	法人	15,000円（登録者は5名まで）		
		個人	5,000円		
	日額	個人	800円		
②ビジター	日額		800円		

月額、日額にあつては、利用の前に納付すること。ただし、月額利用者の場合、日割計算はしないものとする。

付帯設備使用料（第4条）（税込金額）

専用ロッカー	月額	500円				
専用郵便受箱	月額	3,000円				
プリンター	白黒	A4	片面	10円	両面	20円
		カラー	A4	片面	50円	両面

納付期日 利用するときまでに納付すること

専用ロッカー

専用郵便受箱の使用は「月額」登録者に限る。

専用郵便受箱に法人名を掲出する場合には「法人」登録をした者に限る。

コインロッカー

当日利用時のみ無料。なお、当日中に鍵の返却が無かったときは、違約金として翌日以降の開館日1日あたり100円を徴収する。

利用時間（第5条）

利用時間 平日 9時から17時

登録者の区分（第6条）

月額登録者	利用に当たっては「赤色」の名札
日額登録者	「緑色」の名札
その他（視察等）	「青色」の名札